

京都市優良宅地等に係る認定に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年8月4日

京都市長 榊本 頼兼

京都市規則第40号

京都市優良宅地等に係る認定に関する規則の一部を改正する規則

京都市優良宅地等に係る認定に関する規則の一部を次のように改正する。

第1条中「第20条の2第10項」を「第20条の2第11項」に改める。

第2条第1項各号列記以外の部分中「第31条の2第2項第13号ハ、第62条の3第4項第13号ハ又は第63条第3項第5号イ若しくは第7号イ」を「第31条の2第2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ、第63条第3項第5号イ若しくは第7号イ又は第68条の69第3項第7号イ」に改め、同条第3項中「第31条の2第2項第13号ハ」を「第31条の2第2項第14号ハ」に、「第62条の3第4項第13号ハ」を「第62条の3第4項第14号ハ」に、「又は第63条第3項第7号イ」を「第63条第3項第7号イ又は第68条の69第3項第7号イ」に改め、同条第5項中「第31条の2第2項第13号ハ」を「第31条の2第2項第14号ハ」に、「第62条の3第4項第13号ハ」を「第62条の3第4項第14号ハ」に改める。

第4条中「第31条の2第2項第13号ハ」を「第31条の2第2項第14号ハ」に、「第62条の3第4項第13号ハ」を「第62条の3第4項第14号ハ」に改める。

第8条第1項各号列記以外の部分中「第31条の2第2項第14号ニ、第62条の3第4項第14号ニ又は第63条第3項第6号若しくは第7号ロ」を「第31条の2第2項第15号ニ、第62条の3第4項第15号ニ、第63条第3項第6号若しくは第7号ロ又は第68条の69第3項第7号ロ」に、「第31条の2第2項第14号ニ又は第62条の3第4項第14号ニ」を「第31条の2第2項第15号ニ又は第62条の3第4項第15号ニ」に改め、同項第2号及び第8号中「第31条の2第2項第14号ニ」を

「第31条の2第2項第15号ニ」に、「第62条の3第4項第14号ニ」を「第62条の3第4項第15号ニ」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「又は第63条第3項第6号若しくは第7号ロ」を「第63条第3項第6号若しくは第7号ロ又は第68条の69第3項第7号ロ」に改め、同項第2号中「第31条の2第2項第14号ニ」を「第31条の2第2項第15号ニ」に、「第62条の3第4項第14号ニ」を「第62条の3第4項第15号ニ」に改める。

第9条の見出し、同条第1項各号列記以外の部分及び同条第2項中「第20条の2第10項」を「第20条の2第11項」に改める。

第1号様式注2中「第31条の2第2項第13号ハ」を「第31条の2第2項第14号ハ」に、「第62条の3第4項第13号ハ」を「第62条の3第4項第14号ハ」に改める。

第7号様式注3及び4中「第31条の2第2項第14号ニ」を「第31条の2第2項第15号ニ」に、「第62条の3第4項第14号ニ」を「第62条の3第4項第15号ニ」に改める。

第11号様式注以外の部分及び第12号様式注以外の部分中「第20条の2第10項」を「第20条の2第11項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(都市計画局都市景観部開発指導課)